

情報提供

那医発第 532 号
令和 8 年 1 月 13 日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利 博朗
副会長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579）

記

沖医発第1315号
令和8年1月7日

地区医師会情報システム担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 富名腰 亮
(公印省略)

電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件は、電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置として、電子処方箋を利用している医療機関・薬局における医薬品等マスターの点検報告の実施状況に応じた今後の対応について示されたものです。

これまで多くの医療機関・薬局において点検報告が実施されている一方で、点検報告が未実施の医療機関・薬局については、令和8年1月8日（木）17時までに点検報告が行われない場合、同年1月11日（日）を目途に電子処方箋管理サービスへの接続停止措置が講じられることが示されています。

なお、当該措置の対象となる医療機関に対しては、厚生労働省からも個別に連絡（架電）を行い、点検報告の対応を依頼しているとのことです。

また、点検報告未完了の医療機関、又は今後電子処方箋を導入予定の医療機関においては、患者の健康被害を防ぐ観点から、システムベンダーとも確認の上、点検報告を行ったうえで電子処方箋の利用申請を行うことにより、電子処方箋管理サービスへの接続が可能になるとのことです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

●電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について

(令和7年12月17日 医登第1459号(情シ))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務2課：宮良
TEL:098-888-0087/FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

-*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*

【点検報告済みリスト】

既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等 マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、点検報告を行ったか不明な場合は、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushi_setsu_tenken00001.html

※令和8年1月15日（木）をもって、公表を終了する予定とのことです。

【点検報告未完了（又は今後電子処方箋を導入する予定）医療機関について】

令和8年1月11日（日）以降、点検報告未完了医療機関（電子処方箋関連サービスの接続停止措置を受けた者を含む）、又は今後電子処方箋を導入する予定の医療機関にあっては、患者の健康被害を防ぐため、医薬品等マスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、点検報告の旨とともに電子処方箋の利用申請を行うことで、電子処方箋管理サービスへの接続ができるようになります。

※詳細な手順につきましては、医療機関等向け総合ポータルサイトから医療機関宛てへ別途案内がなされる予定です。

【本件の問い合わせ先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

※電子カルテの具体的な操作方法等については、各電子カルテ事業者にお問い合わせください。

【別添資料】

- ・事務連絡：電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について